

長野県公安委員会告示第19号

平成18年長野県公安委員会告示第8号（警備員等の検定等に関する規則に基づく交通誘導警備業務）の一部を次のように改正し、平成28年1月1日から施行します。

平成27年7月2日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子
本則の表の一般国道142号の項の次に次のように加える。

一般国道143号	長野県の全域
一般国道144号	長野県の全域

本則の表の一般国道152号の項を削り、同表の一般国道153号の項の次に次のように加える。

一般国道254号	長野県の全域
県道佐久軽井沢線	長野県の全域
県道岡谷茅野線	長野県の全域
県道飯田停車場線	長野県の全域
県道中野豊野線	長野県の全域
県道長野停車場線	長野県の全域
県道長野須坂インター線	長野県の全域
県道上田丸子線	長野県の全域

本則の表の県道長野上田線の項の次に次のように加える。

県道小諸上田線	長野県の全域
県道小諸軽井沢線	長野県の全域
県道伊那箕輪線	長野県の全域

生活安全企画課

長野県労働委員会告示第1号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、平成27年6月24日、長野県公営企業に従事する同法第3条第4号に規定する職員が結成し、又は加入する長野県企業局労働組合について、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を認定したので、昭和53年長野県地方労働委員会告示第1号（長野県企業局労働組合の労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定）の一部を次のように改正します。

平成27年7月2日

長野県労働委員会

表の本庁の項中

「 次長
課長補佐（人事及び労働関係又は予算全般を担当するものに限る。）
総務係長及び財務係長」

を

「 課長

経営推進課の課長補佐及び係長（人事及び労働関係又は予算全般を担当するものに限る。）」

に、「総務係の」を「経営推進課総務係の」に、「財務係の」を「経営推進課財務係の」に改める。

労働委員会事務局

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年7月2日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成27年6月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人信州まつもと山岳ガイド協会やまたみ

3 代表者の氏名

穂苅 康治

4 主たる事務所の所在地

松本市大村1082-4

5 定款に記載された目的

この法人は、長野県の山岳地帯の自然・歴史といった地球資源を再認識し、自然の保全と持続的利用を図り、自然を求め訪れる人々との交流を通じて地域の活性化、観光振興に寄与する。また、国内有数の山岳地帯の厳しく、かつ豊かな自然から、人間と自然とが共存すべき機能を理解するとともに、自然のあり方を考え、環境問題への意識を啓発することを目的とする。

県民協働課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年7月2日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半スーパーセンター千曲店

千曲市大字内川770ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社綿半ホームエイド

長野市南長池205

3 変更事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)綿半ホームエイド	午前9時30分	午後8時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)綿半ホームエイド	午前9時	午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時～午後8時30分	午前8時30分～午後9時30分

4 変更年月日

平成27年7月3日

5 届出年月日

平成27年6月4日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成27年7月2日から平成27年11月2日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年7月2日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半スーパーセンター千曲店

千曲市大字内川770ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社綿半ホームエイド

長野市南長池205

3 変更事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

	収容台数
1	228台
2	119台
3	96台
4	67台
合計	510台

(変更後)

	収容台数
1	228台
2	96台
3	10台
合計	334台

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

4 変更年月日

平成28年2月5日

5 届出年月日

平成27年6月4日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成27年7月2日から平成27年11月2日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

県営北耕地地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成27年7月2日

長野県知事 阿部 守一

- 1 縦覧に供する書類
県営幹線北耕地地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成27年7月3日から平成27年7月31日まで
- 3 縦覧の場所
松本市役所

農地整備課

公告

県営幹線北耕地地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成27年7月2日

長野県知事 阿部 守一

- 1 縦覧に供する書類
県営幹線北耕地地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成27年7月3日から平成27年7月31日まで
- 3 縦覧の場所
松本市役所

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年7月2日

長野県安曇野建設事務所長 下里 嶽

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達產品等の種類及び数量
犀川安曇野流域下水道安曇野終末処理場で使用する電気
契約電力 580kW 予定使用電力量 3,440,570kWh
 - (2) 調達產品等の特質等
入札説明書及び仕様書によります。
 - (3) 調達期間
平成27年10月1日から平成28年9月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
 - (4) 調達場所
安曇野市豊科田沢6709
犀川安曇野流域下水道安曇野終末処理場
 - (5) 入札方法
入札金額は、1の(1)の契約電力及び予定使用電力量に基づき、入札者が設定した契約電力に対する単価及び使用電力量に対する単価（それぞれの単価は、同一月においては単一のもの

とする。）を記載してください。

落札者の決定は、入札書に記載された入札金額に従って計算した総額により行いますので、入札金額と併せて電気料金の総額を記載してください。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により許可を受けている一般電気事業者又は同法第16条の2第1項の規定により届出を行っている特定規模電気事業者であること。
- (6) 事故発生時等に緊急対応が可能な体制を確保していること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していないければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/shinse.html>

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課用品調達係

電話 026 (235) 7079

4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

安曇野市豊科4960-1

長野県安曇野建設事務所 総務課

電話 0263 (72) 8880

5 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年8月21日（金）午後2時
 イ 場所 長野県安曇野庁舎 1階101会議室

(3) 郵送による場合の入札書の到達期限及び提出場所

ア 日時 平成27年8月19日（水）午後5時
 イ 場所 郵便番号 399-8205
 安曇野市豊科4960-1
 長野県安曇野建設事務所 総務課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、この公告に示した調達產品を安定して供給できることを証明するための書類及び確認のための資料を平成27年8月12日（水）午後5時までに上記(3)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに提出があった書類等に関し照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

(10) 契約の締結

この調達に係る契約は、単価契約とします。

6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県安曇野建設事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 Electricity of about 3,440,570kWh to be consumed in the Saigawa Azumino Regional Sewerage System Azumino Terminal Wastewater Treatment Plant Contract demand: 580kW

(2) Contract duration:

From October 1, 2015 until September 30, 2016

(3) Place where the product is procured:

The Saigawa Azumino Regional Sewerage System Azumino Terminal Wastewater Treatment Plant Address: 6709 Tazawa Toyoshina, Azumino City

(4) Contact point for the tender information;
 description/conditions/and other inquiries:
 Azumino Construction Office, General Affairs Division 4960-1 Toyoshina, Azumino City
 TEL 0263-72-8880

(5) Time and place for the tender and bid opening:

Time: 2:00 PM Friday August 21, 2015

Place: 101 meeting room, Azumino Chosha Bldg.

(6) Time limit for the tender by mail and the delivery place:

Time: 5:00 PM Wednesday August 19, 2015

Place: Azumino Construction Office, General Affairs Division
 399-8205

生活排水課

公告

平成27年度長野県警察官採用試験（A）（平成28年4月採用第2回）を次のとおり行います。

平成27年7月2日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

1 試験の対象となる職

長野県巡査の職

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
男 性	15人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り等
女 性	5人程度	

3 受験資格

(1) 年齢等

昭和60年4月2日以後に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）の卒業者又は平成28年

3月31日までに卒業見込みの者（これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。）

(2) この試験を受験できない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者

4 試験の方法、日時、場所等

(1) 第1次試験

ア 方法及び内容

試験の方法	試験の内容
教養試験	公務員として必要な大学卒業程度の一般的な知識及び知能についての択一式筆記試験（出題数50題）

(注) 出題分野は、別表のとおりです。

イ 配点及び基準

配点	基準（合格判定の必要最低基準）
400点	正答率3割6分（144点）。ただし、平均正答率が3割6分に満たない試験区分にあっては、当該試験区分の平均正答率

ウ 日時及び場所

(7) 日時

平成27年9月20日（日）午前9時から

(1) 試験地及び試験会場

次のうち受験者の希望するいずれかの試験地とします。なお、試験地が長野市である場合は、試験会場については、長野県警察本部長が指定します。

試験地	試験会場
長野市	長野県庁（長野市大字南長野字幅下692-2） 長野県社会福祉総合センター（長野市若里7-1-7） 北信運転免許センター（長野市川中島町原704-2）
松本市	松本勤労者福祉センター（松本市中央4-7-26）

エ 第1次試験日に併せて実施する試験

第2次試験で採点の対象となる論文試験は、第1次試験日に併せて実施します。第1次試験日に論文試験を受験しなかった場合は、第1次試験に合格しても第2次試験を受験することはできません。

オ 第1次試験合格者の決定及び発表

試験区分ごとに合計点の高い人から成績順に合格者を決定します。合格者については、平成27年10月上旬に、本人に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示又は掲載します。

長野県庁

長野県内の警察署

インターネットホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/jinjii/kensei/soshiki/boshu/index.html>

<http://www.police.pref.nagano.lg.jp/>

(2) 第2次試験

ア 方法及び内容

試験の方法	試験の内容
論文試験	一般的事項についての論文試験
口述試験	集団討論及び個別面接による試験
適性検査	警察官として職務遂行上必要な適性についての検査
体力検査	瞬発力等についての5種目の検査

イ 配点及び基準

各試験及び検査の配点及び合格に必要な基準は、次のとおりです。一つでも基準を満たさない場合は、不合格となります。

試験	配点	基準（合格判定の必要最低基準）
論文試験	150点	60点
口述試験	750点	7段階評定で、3人の試験員のいずれの評定も下位2段階以下でなく、かつ、うち2人以上の評定が上位4段階以上であること。
適性検査	100点	44点。ただし、20mシャトルランを含めて4種目以上を受検し、20mシャトルランが8点以上であり、かつ、8点に達しない種目が2種目以上ないこと。

ウ 日時及び場所

平成27年10月中旬に口述試験、適性検査及び体力検査を行います。その日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。

(3) 身体検査

通常の職務遂行に必要な健康度及び次の身体的条件について、医療機関において作成された健康診断書に基づく検査を行います。

身体的条件
両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 色覚は職務遂行上の支障がないこと。 関節等に職務遂行上の支障がないこと。

(4) 資格調査

受験資格等について調査を行います。

5 最終合格者の決定及び発表

第2次試験、身体検査及び資格調査の結果に基づいて、試験区分ごとに合計点の高い人から成績順に最終合格者を決定します。最終合格ラインに同点者がいる場合は、口述試験の得点の高い順に決定し、口述試験も同点の場合は、第1次試験の得点の高い順に決定します。最終合格者については、平成27年11月下旬までに、本人に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示又は掲載します。

長野県庁

長野県内の警察署

インターネットホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/jinjii/kensei/soshiki/boshu/index.html>

<http://www.police.pref.nagano.lg.jp/>

6 合格から採用まで

- (1) 長野県人事委員会は、最終合格者を試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載し、任命権者（長野県警察本部長）からの請求に応じて提示します。任命権者は、この提示された名簿から採用者を決定します。
- (2) この試験の合格者の採用は、原則として平成28年4月1日の予定です。
- (3) 採用候補者名簿は、確定した日から原則として1年を経過すると失効させます。

7 勤務条件

(1) 給与

給料表は、警察職給料表が適用され、現行の初任給の月額（給料月額に地域手当を加えた額）は、約213,100円です。

給与改定等がある場合は、この額と異なる額となります。

なお、経歴のある者は、これより高い初任給が支給されます。このほか、給与条例等の定めにより諸手当が支給されます。

また、制服その他所要の被服等が支給されます。

(2) その他

詳細及び上記以外の勤務条件については、条例で定められています。

8 受験手続

持参、郵送又はインターネットのうち、いずれか一つの方法で申し込んでください。

(1) 持参又は郵送による申込みの場合

ア 受験申込書の交付

(7) 受験申込書は、次のところで交付するほか、インターネットホームページ (<http://www.police.pref.nagano.lg.jp/>) からダウンロードすることもできます。

長野県警察本部警務課警察職員採用センター

長野県内の警察署、交番又は駐在所

- (4) 郵便により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の角形2号（240ミリメートル×332ミリメートル）の返信用封筒を同封して、長野県警察本部警務課警察職員採用センター（〒380-8510：長野県警察本部専用郵便番号 所在地：長野市大字南長野字幅下692-2）まで送付してください。

イ 申込方法

- (7) 受験申込書に本人が必要事項を記入し、長野県警察本部警務課警察職員採用センター又は長野県内の警察署へ提出してください。
- (4) 受験票の所定欄に52円切手を必ず貼り（インターネットホームページからダウンロードした場合は、受験票の裏面に郵便はがきを必ず貼り）、宛先を明記してください。
- (9) 郵送による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、簡易書留等確実な方法により送付してください。

ウ 受付期間

受付期間は、平成27年7月13日（月）から8月14日（金）までとし、郵送による申込みの場合は、消印により8月14日（金）までに差し出したことが分かるものに限り受け付けます。

ただし、日本国外からの郵送によるものは、8月14日（金）までに到着したものに限り受け付けます。

エ 受験票の交付

平成27年9月上旬に郵送します。受験票には第1次試験当日までに写真を貼っておいてください。写真がないと受験できませんので、注意してください。

なお、9月14日（月）までに受験票が到着しない場合は、長野県警察本部警務課警察職員採用センター（026-233-0110 内線2631～2635）へ連絡してください。

(2) インターネットによる申込みの場合

ア 申込方法

(7) インターネットホームページ（<http://www.police.pref.nagano.lg.jp/>）に「インターネットによる受験申込みの方法」を掲載するので、よく読んで手続を行ってください。

なお、パソコンの動作環境により利用できない場合があります。また、受験票の印刷（A4判）のためプリンターが必要となります。

使用するパソコン、通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

(4) 手続の概要

- a 「ながの電子申請サービス」へ申請者情報登録を行い、ID等の発行を受けてください。
- b 「ながの電子申請サービス」へログインし、必要事項を入力し、受験申込みを行ってください。
- c ウの受験票を交付する旨の電子メールを受信したら、受験票をダウンロードし、印刷してください。

イ 受付期間等

受付期間は、平成27年7月13日（月）0時から8月11日（火）24時までです。持参又は郵送による場合より早く締め切ります。また、受付期間中は24時間申込みを受け付けますが、保守点検等によりシステムが停止があるので、注意してください。

ウ 受験票の交付

平成27年9月上旬に受験票を交付する旨の電子メールを送信する予定です。受信後に受験票をダウンロードし、印刷してください。受験票には、第1次試験当日までに写真を貼っておいてください。写真がないと受験できませんので、注意してください。

なお、9月14日（月）までに電子メールが到達しない場合は、長野県警察本部警務課警察職員採用センター（026-233-0110 内線2631～2635）へ連絡してください。

9 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。

(1) 口頭により請求することができる記録情報及び開示請求できる人

口頭により請求することができる記録情報		開示請求できる人
第1次試験	第1次試験（教養試験）の点数及び順位	受験者
第2次試験等	1 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 論文試験、口述試験及び体力検査の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。) 2 身体検査及び資格調査の結果 3 総合判定及び最終合格者の順位	第2次試験受験者

(2) 開示する期間

第1次試験合格者については最終合格発表日から1年間、第1次試験不合格者については第1次試験合格発表日から1年間

(3) 開示を行う場所

長野県人事委員会事務局（県庁8階）

10 問い合わせ先

この試験について不明な事項は、長野県警察本部警務課警察職員採用センター（電話：026-233-0110 内線2631～2635）又は長野県人事委員会事務局（電話：026-235-7465又は026-232-0111 内線4233）に問い合わせてください。

11 その他

この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験及び採用のために必要な範囲でのみ利用します。

(別表)

第1次試験における教養試験の出題分野

試験の方法	出題分野
教養試験	知識分野－社会科学 人文科学 自然科学 知能分野－文章理解（英語を含む。） 判断推理 数的推理・資料解釈

人事委員会事務局

公告

平成27年度長野県警察官採用試験（B）を次のとおり行います。

平成27年7月2日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

1 試験の対象となる職

長野県巡査の職

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
男 性	30人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り等
女 性	5人程度	

3 受験資格

(1) 年齢等

昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）の卒業者又は平成28年3月31日までに卒業見込みの者（これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。）を除きます。

(2) この試験を受験できない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者

4 試験の方法、日時、場所等

(1) 第1次試験

ア 方法及び内容

試験の方法	試験の内容
教養試験	公務員として必要な高等学校卒業程度の一般的な知識及び知能についての択一式筆記試験（出題数50題）

（注）出題分野は、別表のとおりです。

イ 配点及び基準

配点	基準（合格判定の必要最低基準）
400点	正答率3割6分（144点）。ただし、平均正答率が3割6分に満たない試験区分にあっては、当該試験区分の平均正答率

ウ 日時及び場所

(7) 日時

平成27年9月20日（日）午前9時から

(4) 試験地及び試験会場

次のうち受験者の希望するいずれかの試験地とします。なお、試験地が長野市である場合は、試験会場については、長野県警察本部長が指定します。

試験地	試験会場
長野市	長野県庁（長野市大字南長野字幅下692-2） 長野県社会福祉総合センター（長野市若里7-1-7） 長野県警察学校（長野市松代町西条3929）
松本市	松本労働者福祉センター（松本市中央4-7-26）

エ 第1次試験日に併せて実施する試験

第2次試験で採点の対象となる作文試験は、第1次試験日に併せて実施します。第1次試験日に作文試験を受験しなかった場合は、第1次試験に合格しても第2次試験を受験することはできません。

オ 第1次試験合格者の決定及び発表

試験区分ごとに合計点の高い人から成績順に合格者を決定します。合格者については、平成27年10月上旬に、本人に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示又は掲載します。

長野県庁

長野県内の警察署

インターネットホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/jinjii/kensei/soshiki/boshu/index.html>

<http://www.police.pref.nagano.lg.jp/>

(2) 第2次試験

ア 方法及び内容

試験の方法	試験の内容
作文試験	一般的事項についての作文試験
口述試験	個別面接（2回）による試験
適性検査	警察官として職務遂行上必要な適性についての検査
体力検査	瞬発力等についての5種目の検査

イ 配点及び基準

各試験及び検査の配点及び合格に必要な基準は、次のとおりです。一つでも基準を満たさない場合は、不合格となります。

試験	配点	基準（合格判定の必要最低基準）
作文試験	150点	60点
口述試験	900点	2回実施する口述試験のうち、第2回口述試験にあっては、7段階評定で、3人の試験員のいずれの評定も下位2段階以下でなく、かつ、うち2人以上の評定が上位4段階以上であること。
適性検査		
体力検査	150点	66点。ただし、20mシャトルランを含めて4種目以上を受検し、20mシャトルランが8点以上であり、かつ、8点に達しない種目が2種目以上ないこと。

ウ 日時及び場所

平成27年10月下旬に口述試験、適性検査及び体力検査を行います。その日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。

(3) 身体検査

通常の職務遂行に必要な健康度及び次の身体的条件について、医療機関において作成された健康診断書に基づく検査を行います。

身体的条件
両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 色覚は職務遂行上の支障がないこと。 関節等に職務遂行上の支障がないこと。

(4) 資格調査

受験資格等について調査を行います。

5 最終合格者の決定及び発表

第2次試験、身体検査及び資格調査の結果に基づいて、試験区分ごとに合計点の高い人から成績順に最終合格者を決定します。最終合格ラインに同点者がいる場合は、口述試験の得点の高い順に決定し、口述試験も同点の場合は、第1次試験の得点の高い順に決定します。

最終合格者については、平成27年11月下旬までに、本人に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示又は掲載します。

長野県庁

長野県内の警察署

インターネットホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/jinjii/kensei/soshiki/bosbu/index.html>

<http://www.police.pref.nagano.lg.jp/>

6 合格から採用まで

- (1) 長野県人事委員会は、最終合格者を試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載し、任命権者（長野県警察本部長）からの請求に応じて提示します。任命権者は、この提示された名簿から採用者を決定します。
- (2) この試験の合格者の採用は、原則として平成28年4月1日の予定です。
- (3) 採用候補者名簿は、確定した日から原則として1年を経過すると失効させます。

7 勤務条件

(1) 給与

給料表は、警察職給料表が適用され、現行の初任給の月額（給料月額に地域手当を加えた額）は、次のとおりです。

学歴	初任給
短期大学卒業者	約195,600円
高等学校卒業者	約179,600円

給与改定等がある場合は、この額と異なる額となります。

なお、経歴のある者は、これより高い初任給が支給されます。このほか、給与条例等の定めにより諸手当が支給されます。

また、制服その他所要の被服等が支給されます。

(2) その他

詳細及び上記以外の勤務条件については、条例で定められています。

8 受験手続

持参、郵送又はインターネットのうち、いずれか一つの方法で申し込んでください。

(1) 持参又は郵送による申込みの場合

ア 受験申込書の交付

(7) 受験申込書は、次のところで交付するほか、インターネットホームページ (<http://www.police.pref.nagano.lg.jp/>) からダウンロードすることもできます。

長野県警察本部警務課警察職員採用センター

長野県内の警察署、交番又は駐在所

(4) 郵便により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の角形2号（240ミリメートル×332ミリメートル）の返信用封筒を同封して、長野県警察本部警務課警察職員採用センター（〒380-8510：長野県警察本部専用郵便番号 所在地：長野市大字南長野字幅下692-2）まで送付してください。

イ 申込方法

(7) 受験申込書に本人が必要事項を記入し、長野県警察本部警務課警察職員採用センター又は長野県内の警察署へ提出してください。

(4) 受験票の所定欄に52円切手を必ず貼り（インターネットホームページからダウンロードした場合は、受験票の裏面に郵便はがきを必ず貼り）、宛先を明記してください。

(9) 郵送による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、簡易書留等確実な方法により送付してください。

ウ 受付期間

受付期間は、平成27年7月6日（月）から8月7日（金）までとし、郵送による申込みの場合は、消印により8月7日（金）までに差し出したことが分かるものに限り受け付けます。

ただし、日本国外からの郵送によるものは、8月7日（金）までに到着したものに限り受け付けます。

エ 受験票の交付

平成27年9月上旬に郵送します。受験票には第1次試験当日までに写真を貼っておいてください。写真がないと受験できませんので、注意してください。

なお、9月14日（月）までに受験票が到着しない場合は、長野県警察本部警務課警察職員採用センター（026-233-0110 内線2631～2635）へ連絡してください。

(2) インターネットによる申込みの場合

ア 申込方法

(7) インターネットホームページ (<http://www.police.pref.nagano.lg.jp/>) に「インターネットによる受験申込みの方法」を掲載するので、よく読んで手続を行ってください。

なお、パソコンの動作環境により利用できない場合があります。また、受験票の印刷（A4判）のためプリンターが必要となります。

使用するパソコン、通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

(1) 手続の概要

- a 「ながの電子申請サービス」へ申請者情報登録を行い、ID等の発行を受けてください。
- b 「ながの電子申請サービス」へログインし、必要事項を入力し、受験申込みを行ってください。
- c ウの受験票を交付する旨の電子メールを受信したら、受験票をダウンロードし、印刷してください。

イ 受付期間等

受付期間は、平成27年7月6日（月）0時から8月4日（火）24時までです。持参又は郵送による場合より早く締め切ります。また、受付期間中は24時間申込みを受け付けますが、保守点検等によりシステムが停止があるので、注意してください。

ウ 受験票の交付

平成27年9月上旬に受験票を交付する旨の電子メールを送信する予定です。受信後に受験票をダウンロードし、印刷してください。受験票には、第1次試験当日までに写真を貼っておいてください。写真がないと受験できませんので、注意してください。

なお、9月14日（月）までに電子メールが到達しない場合は、長野県警察本部警務課警察職員採用センター（026-233-0110 内線 2631～2635）へ連絡してください。

9 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。

(1) 口頭により請求することができる記録情報及び開示請求できる人

口頭により請求することができる記録情報		開示請求できる人
第1次試験	第1次試験（教養試験）の点数及び順位	受験者
第2次試験等	1 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 作文試験、口述試験及び体力検査の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。) 2 身体検査及び資格調査の結果 3 総合判定及び最終合格者の順位	第2次試験受験者

(2) 開示する期間

第1次試験合格者については最終合格発表日から1年間、第1次試験不合格者については第1次試験合格発表日から1年間

(3) 開示を行う場所

長野県人事委員会事務局（県庁8階）

10 問い合わせ先

この試験について不明な事項は、長野県警察本部警務課警察職員採用センター（電話：026-233-0110 内線 2631～2635）又は長野県人事委員会事務局（電話：026-235-7465又は026-232-0111 内線 4233）に問い合わせてください。

11 その他

この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験及び採用のために必要な範囲でのみ利用します。

(別表)

第1次試験における教養試験の出題分野

試験の方法	出題分野
教養試験	知識分野－社会科学 人文科学 自然科学 知能分野－文章理解（英語を含む。） 判断推理 数的推理・資料解釈

人事委員会事務局